

令和8年度税制改正 所得税

～食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等～

令和8年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。
これらの改正は、令和8年4月1日以後に支給する食事等について適用されます。

- (1)使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、**月額7,500円**（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。
- (2)使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が、**650円以下**（改正前：300円以下）に引き上げられました。

～参考～

食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額（改正後）の概要

役員や使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり7,500円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、上記(2)の「7,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなりますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

<食事の価額>

- 1 弁当などを購入して支給している場合には、業者に支払う購入金額
- 2 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

※ 会社などが社員食堂の運営を外部の業者に委託している場合であっても、その外部の業者に対して①社内の食堂や調理場等の施設を無償で使用させ、かつ、②食事の材料等を提供している場合（その外部の業者が材料等の仕入れを行うこととしている場合で、その外部の業者が会社に請求する材料費その他の費用の内訳が適正かつ明確に区分されているときを含みます。）には、上記2と同様に、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額を食事の価額として差し支えありません。

※ 軽減税率(8パーセント)と標準税率(10パーセント)が適用される場合の上記の(2)の「7,500円」以下であるかどうかの判定については、[食事を支給したときの非課税限度額の判定](#)を参考としてください。

※ 食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり650円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

<適用時期>

この改正は令和8年4月1日以後に支給する食事等について適用されます。